

3. 鳴門市国民健康保険条例及び鳴門市国民健康保険条例施行規則の一部改正などについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、国の通知に基づいた国民健康保険料の徴収猶予や減免措置を行うことができるよう、改正を行った。

また、市の独自施策として、減免の計算式上、国の通知に基づいた減免の対象とならない方についても対象者とする拡充を行った。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者で同感染症に感染等があった被用者に対する傷病手当金を特例的に支給することとする改正を行った。

(1) 国民健康保険料の減免（令和2年5月12日から施行）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合など、一定の基準を満たした方の保険料を減免する。国が特別調整交付金などにより財政支援を行う。

- 対象者 ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少（事業収入等が前年に比べて3割以上減少見込など）が見込まれる世帯の方
- 減免割合 ①全額
- ②保険料の一部を減額（所得額などにより減免割合が異なる）
- 対象保険料 ①② 令和元年度分および令和2年度分で、納期限が令和2年2月から令和3年3月までの間にある保険料（特別徴収の場合も対象）

※後期高齢者医療保険料や介護保険料にも類似する減免制度があります。

(2) 国民健康保険傷病手当金の支給（令和2年6月30日から施行）

国内の感染拡大防止の観点から、国民健康保険制度においては任意給付であった傷病手当金を条例改正することによって、特例的に支給する。国が特別調整交付金により財政支援を行う。

- 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 支給要件 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 支給額 1日当たりの支給額（※）×支給対象日数
※（直近の継続した3月間の給与収入÷就労日数）×2/3
- 適用期間 令和2年1月1日から規則で定める期間の間で療養のため労務に服することができない期間
ただし、入院が継続する場合は健康保険と同様最長1年6月まで

4. 特定健康診査情報提供事業（みなし健診事業）の実施について

特定健診受診率の向上に向け、生活習慣病等により治療中の被保険者に未受診者が多いことに着目し、令和2年7月1日から委託事業として実施。

- 概要 生活習慣病などにより治療中の国民健康保険被保険者に対して、特定健診を受診したとみなし、受診率を向上させるもの。被保険者で同意を得られた方について、医療機関から情報提供として、検査結果のデータを収集し、情報提供料として検査費用を医療機関に支払う。
- 受託者 一般社団法人 鳴門市医師会
- 対象者 40歳から74歳までの被保険者で特定健診未受診者
- 事業の流れ

①	被保険者に対して、かかりつけ医の元で実施された診療における検査等の結果データがあれば、特定健診の結果として活用できることを説明する。
②	被保険者からの同意を書面で取得し、問診する。 (情報提供に関する同意のサイン)
③	市は、かかりつけ医に「特定健康診査情報提供票」を送付する。
④	被保険者は、通院時、かかりつけ医に相談する。 かかりつけ医は、被保険者の同意を確認し、必要な検査を実施する。
⑤	診療上の検査結果及び総合判定の結果を「特定健康診査情報提供票」に記載し、請求書を添えて市に送付する。
⑥	市から医療機関に情報提供料等を支払う。
⑦	市から被保険者へ結果の通知を行う。